三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十八条の訓練等給付費の支給（就労継続支援Ｂ型に係るものに限る。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

四　［略］

五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報

イ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

ホ　当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

［号を加える。］

三　［同上］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

［号の細分を加える。］

ヘ　当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務　当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ハ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る前号イからハまでに掲げる情報

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

第五十五条の三　法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［号の細分を加える。］

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報

三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

四　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

六　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

七　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第五十五条の三　法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。